

令和4年度 ハブ補助金データ整理及び輸出額調査業務委託企画提案仕様書
(国際戦略推進企画事業)

本公募は、令和4年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決された場合、契約を締結できないことがありますのでご留意願います。

1 業務名

令和4年度 ハブ補助金データ整理及び輸出額調査業務委託 (国際戦略推進企画事業)

2 業務期間

契約の日から令和4年11月30日まで

3 提案の上限額

提案については、6,500,000円(消費税含む)の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案応募にあたり設定したものであり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

4 業務目的

沖縄国際物流ハブの活用等による県産品等の更なる輸出拡大に向けた施策展開の基礎資料とするため、県内貿易事業者等の輸出状況の把握、現状分析を行った上で、新たな沖縄振興計画における成果指標(※)の基準値設定のための輸出額調査を実施する。

(※) 県内輸出事業者等による沖縄からの輸出額及び本土経由での輸出額の年間輸出合計額

5 主な業務内容

(1) 沖縄国際物流ハブ活用推進補助金データの検索クエリ作成のためのデータ入力、データベース作成、取扱マニュアル作成

対象：平成28年度から令和3年度までの過去6年間分 約850件

(補助金データは別添1のとおり。基本Excelで保存されているが一部紙保存有り)

取扱データ内容：海外渡航支援、海外販売促進支援等各補助金申請書の企業情報、輸出国、輸出商品、輸出額、販路情報、補助金活用内容等

(2) 新たな沖縄振興計画における成果指標の基準値設定に必要な県内貿易事業者 約100~150社(※1)に対する令和3年度輸出額調査の実施

① アンケートへの協力依頼(アンケートイメージは別添2のとおり)

② アンケートの実施、回収(※2)

③ アンケートの集計

【留意事項】

(※1) 主な業務内容(1)で把握した輸出状況から、対象事業者数に変動する可能性がある。

(※2) 必要に応じて電話等により追加ヒアリングを実施することがある。

6 成果物

下記について、契約期間内に沖縄県商工労働部アジア経済戦略課へ提出する。

上記(1)に係るデータベース及び使用マニュアル1式

上記(2)に係る報告書(10部)及び電子媒体1式

【留意事項】

- ・本事業により取得した成果物、著作権は、沖縄県に帰属する。
- ・本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- ・業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 実施体制

本調査業務の実施にあたって、データ分析に関する知見を有し、調査、統計、分析等に精通する担当者を配置すること。

8 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

9 その他留意事項

予算または諸般の事情により必要が生じた場合には、甲乙双方の協議により仕様書の内容を変更することができるものとする。